



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第13号

今回のテーマ：ハイテク企業・科学技術型中小企業の企業所得税優遇政策について

ハイテク企業・科学技術型中小企業に対し、更なる支援をするため、当該資格を獲得した企業の欠損金の繰越期限を5年から10年へと延長した。〈参照：国家税務総局公告2018年第45号〉

主な内容

- 資格を取得した会社の欠損金の繰越期限を5年から10年へと延長した。
例えば、2018年5月に資格を取得した会社の欠損金の繰越期限は次の通りである。

資格取得年度	2018年				
資格取得以前5年間の欠損年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
繰越期限	10年	10年	10年	10年	10年
最大の繰越年度	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年

- 資格取得年度の確定方法

資格類型	資格取得年度の確定方法
ハイテク企業	取得したハイテク企業証書の有効期限の確定 例えば、ハイテク企業証書発行日が2018年9月17日で、有効期間が3年間である場合、有効期間は、2018年、2019年、2020年、2021年である。
科学技術型中小企業	取得した科学技術型中小企業の入庫登録番号の注記年度。 例えば、2018年5月に入庫登録番号を取得した場合、資格獲得年度は2018年である。

お見逃しなく

- 欠損金の繰越期限延長の対象企業は2018年1月1日以降にハイテク企業若しくは科学技術型中小企業資格を獲得（以下「資格企業」と省略する）した会社である。
- 資格企業は企業所得税の予備納税及び確定申告をする際、欠損金の繰越期限を自己申告する。税務局の批准若しくは備案手続きは不要である。

以上

